

Title	明治二十年前後の社会問題に関する自由党左翼の見解 - 明治二十年代の社会思想史の一節 -
Sub Title	
Author	加田, 哲二
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1931
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.25, No.10 (1931. 10) ,p.1413(1)- 1463(51)
JaLC DOI	10.14991/001.19311001-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19311001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

哲 學

新刊 第八輯

三田哲學會編輯にかゝる本叢書は廣義の哲學思想の研究と普及に資するため現代哲學界の全分野の諸家の著作を集成せるもの大正十五年以降逐次刊行を兼ね、第八輯は特志家の待望裡に本年八月成る。『各輯各約三百頁内外、定價各一圓八十錢、送料各十二錢』

東洋哲學思想の基調……………(小柳司氣太)

デカルトに於ける世界觀成立の秘密……………(高橋文雄)

ヴェルブルンの様式概念……………(守屋謙三)

バルメニエス哲學に就て……………(青木 巖)

バルメニエス篇について……………(星野重顯)

兒童の色彩好惡……………(栗田 謙治)

——既刊各輯内容——

Transzendente Methode……………(川合 貞一)

歴史學的勞作と歴史家の個性……………(板垣 鷹雄)

直接經驗の觀察態度……………(青木 巖)

フイヒラの初期に於ける國家思想……………(板垣 鷹雄)

空間の問題……………(新橋 文雄)

社會の「道徳」……………(新橋 文雄)

Max Scheler の文化社會學の本質と概念……………(新橋 文雄)

行動の性質……………(衣更 久雄)

ハスタロソナ教育原理……………(小林 澄兒)

社會學者としてのロレンツ・フォン・シュタイン……………(加田 哲二)

美術史に於ける價值評價の問題……………(板垣 鷹雄)

Psychologische Methode……………(川合 貞一)

程行の佛敎……………(常盤 大定)

朱子哲學の研究に於ける三點の考察……………(小柳司氣太)

テカルトよりサイコロへ……………(守屋謙三)

抽象的美と心理學的方法について……………(守屋謙三)

批判的内省と心理學的方法について……………(守屋謙三)

マックス・シュタインの教育學……………(新橋 文雄)

歴史哲學の可能に關する問題……………(栗田 謙治)

ハルゲルスの青年時代……………(栗田 謙治)

Der Comparativismus Vergleichende Methode und die Struktur Wissenschaft……………(Theodor Stemburg)

倫理學に於ける Sollen の問題……………(川合 貞一)

トリアステアノイアネの社會並に國家思想……………(青木 巖)

ハスタロソナの社會哲學思想と社會教育思想……………(西谷 謙堂)

視的把握に於ける時間的影響……………(板垣 鷹雄)

Psycho-pädagogie について……………(板垣 鷹雄)

Der Comparativismus und die Struktur der Wissenschaft……………(Theodor Stemburg)

實在論序説……………(島原 逸三)

自然の自由……………(新橋 文雄)

概念の表現……………(西脇 三郎)

唯物的歴史觀の哲學的諸前提……………(西脇 三郎)

著者ペンノール、エルトマン……………(西脇 三郎)

譯者……………(後藤 純三)

三田學會雜誌 第二十五卷 第十號

明治二十年前後の社會問題に關する

自由黨左翼の見解

——明治二十年代の社會思想史の一節——

加田 哲 二

明治二十年ウインにおいて、日本元老院議官海江田信義に對して述べられた碩學ロレンツ・フォン・シュタインの國家學の講義の中において、シュタインは次のやうにいつてゐる。「今日ノ社會ニ於テ最モ甚シキ爭鬭ノ存スル所ハ、父子ノ間ニ在

第二十五卷 (一四一三)

明治二十年前後の社會問題に關する自由黨左翼の見解

第十號

發行所 丸善株式會社 東京 丸善本町三丁目三番地
 東京 丸善本町三丁目三番地
 大阪 丸善本町三丁目三番地
 京都 丸善本町三丁目三番地
 神戶 丸善本町三丁目三番地
 名古屋 丸善本町三丁目三番地
 仙台 丸善本町三丁目三番地
 札幌 丸善本町三丁目三番地

ルニ非ス、治者被治者ノ間ニ在ルニ非ス、勞働者ト資本家ノ間ニ在リ、即チ資本無ク勞働シテ生活セサルヲ得サル者ト、資本有リテ勞働セスシテ生活スルコトヲ得ル者トノ間ニ在リ、日本ニ於テハ未タ此ノ事無シト雖モ、經濟上ハ活働益々盛ナルニ及テハ何時起ルトモ計ル可カラサルナリ、歐洲諸國ニ於テハ此ノ二部ノ人民間ニ於テ管ニ葛藤止マザルノミナラス、又腕力ヲ用キルコト多シ、從テ之ニ關スル法律規則モ甚タ多ク、學者ノ議論著作ニ至リテハ最モ多シ、而シテ世ノ學者ハ此ノ問題ヲ稱シテ「社會問題」ト謂フト雖モ、其實ハ社會問題ト謂ヘハ前ノ二節「貧富及ビ別序ノ問題」筆者ニ述ヘタル事ニ關スル問題ヲモ含蓄スヘキナリ。」(須多因氏講義筆記、明治二十二年版四四一—四四二頁傍點筆者)この講義及びその出版當時、即ち明治二十年前後から、日本における勞働者と資本家との争鬭の萌芽は發見し得るのである。この小論の目的は、かゝる勞働者資本家の關係、即ち所謂社會問題に對して、當時如何なる見解が行はれてゐたかを明かにするのを目的とする。當時の輿論及び思想界の一般的傾向についていへば、社會問題に關する認識は殆んど問題となつてゐないといつてよいほどである。シュタインが「日本ニ於テハ此ノ

事ナシ」と斷定してゐるのは、決して、外國學者の日本に關する無智とのみいふべきではない。この問題の萌芽は既に存在した。しかし、それは未だ一般的に認められるほどの問題となつてゐなかつたのである。その事情は、日本における工業資本主義の未發達状態によるのである。而して、日本工業資本主義の發展は、日清戦争以後において、始めて顯著な歩みを示したのであるから、日清戦争にいたるまでの時代は、正に萌芽時代と稱すべきである。この小論の範圍は、この萌芽時代に限定せられる。

二

先づ當時における日本の人口の職業的構成について見れば、明治十六年一月一日現在の内務省戶籍局の調査によれば、總人口三千七百一萬七千三百二人であつて、その職業的構成は次の如くである。

農 一六、八五五、九六三人

工 七九二、六七五

商 一、四四二、五五七

雜業	二、〇三一、二八〇
官員	二二二、二六一
神官	一三三、二八二
兵隊	三一、二五八
從者	一四、八七四
僧尼	六六、五九四
學者	一二、一四七
漁業	二六、三四三
醫業	三五、二〇一
雇人	三四五、四五二
職業不詳	一五、三二七、四一六

この職業別中、生活標準に従つて、上、中、下の三階段を區別した百分比率を示さう。而して、その標準となるのは、上は一ケ年一人當り衣食住の費用米價一石の十倍を要するものと假定して、金百十圓八十二錢五厘、中は米價の五倍を要するものとし

て、一ケ年一人金六十圓四十五錢、下は米價の二倍を要するものとして、一ケ年一人金二十圓十五錢とする。(興業意見のこの生活費の計算には多少の誤算があるやうであるが、今そのまゝに記す)

類別	等級		
	上	中	下
農	歩合 〇・一	歩合 〇・三	歩合 〇・六
工	〇・〇五	〇・一五	〇・八
商	〇・六	〇・三	〇・一
雜業	〇・一	〇・三	〇・六
官員	〇・五	〇・五	〇
神官	〇・五	〇・五	〇
兵隊	〇	一	〇
從者	〇	〇	一
僧尼	〇・二	一・〇八	〇
學者	〇・五	〇・五	〇
漁業	〇・〇五	〇	〇・九五
醫業	〇・六	〇・四	〇
雇人	〇	〇	一

職業不詳

○・一三一四

○・二九二二

○・五七六四

(農商務省編纂 興業意見 明治十七年 明治前期財政經濟史料集成 第十八卷、三七―三八頁)

右の等級別を總人口數に従つて、割り宛てれば

上	四、八六七、五一七人
中	一〇、八一八、九六九
下	二一、三三〇、八一六
合計	三七、〇一七、三〇二

右の上、中、下の人員の總人口に對する百分比を求めれば、次の如くである。

上	○・一三二弱
中	○・二九二強
下	○・五七六強

これによつて、見れば、全國民の半數以上は、下等の階級に屬し、上等の階級に屬するものは、全數の○・一三二に過ぎない。而して、この人口中農民層は上級十分ノ一に對して、下級十分の六を占め、従つて、全國民中最大人口數を占める職業において、

貧富の懸隔の最も甚だしいことを示してゐる。而して、商業においては、上○・六中○・三下○・一を示してゐて、農業とは、反對の比率を示してゐることは、特に注目するに値する。明治維新の革命が新興町人階級に多くの活動の余地を與ふるための革命であつたことは、この事實に徴するも明かである。而して、この事實から當時における最大の社會問題は、徳川時代から依然として、その地位狀態の改善せられてゐない農民問題であつたのである。

明治二十年前後における社會問題は、維新革命後における士族の失業貧困問題を稍解決し、農民問題、即ちその貧困問題を中心として、新興工業資本主義における労働者問題の萌芽發生時代にあつたのである。かくの如き問題は、明確には認識されなかつたけれども、生活程度の低下といふが如き形態において、認識されたのである。殖産興業を唯一の目的とする「興業意見」の筆者は、社會問題の如きを問題としなかつたが、尙ほ次のやうにいつてゐる。

「近來本邦ノ人民、往時襤褸ヲ纏フタル者ハ新衣ヲ着シ、草舎ニ藁席ヲ敷キタルモノハ、板屋ニ疊ヲ布クニ至レリ。是レ固ヨリ勢已ムヲ得サルモノニシテ、亦然ラ

サルヘカラサルコトナリ。抑々人民ノ生活ハ年ヲ逐テ増進ス可キノ理ナリ。然レトモ、各自ノ収入額ト費消額ト兩ナカラ増進シテ初テ高度ニ至ルモノナリ。熟近來人民ノ有様ヲ通觀スルニ質素舊ニ仍リテ生計ヲ營ミタルモノハ、今日依然トシテ安全ナリト雖モ、奢侈新ニ移リ其外貌ヲ裝フタルモノハ、方今負債山ハ如ク祖先傳來ノ不動産等ヲ賣却スルニアラサレハ、之ヲ負債ノ抵當ト爲シ舊時ノ生活ノ地位モ保ツ能ハサルモノ最モ多シ。甚シキニ至リテハ草根ヲ掘採シテ食料ノ資トスルノ慘況ヲ見ル。蓋シ人民實力ニ應シテ各自其生活ノ度ヲ進メタルニアラスシテ、所謂一時ノ風潮ニ乘シテ、虚構ノ外貌ヲ裝フタルニ職由セリ。然ハ則未タ生活ノ進度ヲ見サルノミナラス、舊時ニ比シテ或ハ低度ニ退キタルノ景況ナキニアラサルナリ。比年世上ニ囂々タリシ不景氣ノ嘆聲モ、今ニ及テ却テ寂カナルカ如シ。蓋シ積衰ノ極號叫極リテ、漸ク其聲ヲ失スルモノナリ。若シ今ニシテ救治ノ策ヲ施ササレハ數年ヲ出テスシテ拯フヘカラサルノ困難ニ陷ラン。今實證最モ視易キモノヲ舉ケンニ、士族ハ概ネ其邸宅器物ヲ賣盡シテ又恩賜ノ祿券ニ放レ、士族ニシテ尙ホ公債證書ヲ所有スルモノハ纔二十

中ノ二三ニ過キス。農家ハ充分ニ肥料ヲ入ルヘキノカナキヨリ、收益モ盛時ノ半ニ減シ累年負債ノ爲メニ典却シタル田畑山林モ之ヲ償フコト能ハス、甚シキニ至リテハ納租ノ道全ク盡キテ舉村公賣處分ヲ受ケントスルモノアリ。郡衙ハ專ラ財産調ヘノ事務多シ、以テ身代限りノ多キヲ知ルヘキナリ。工商ハ一般寂トシテ顧客ノ踵ヲ絶チ、車夫、日傭、雜商、煮賣、安旅籠等ノ末業ニ轉スルモノ日ニ其數ヲ加フ。是ヲ以テ財主カ擁スル所ノ抵當品ハ次第ニ其價ヲ落シ、貧富交々其堵ヲ失シテ一般生活ノ度ハ將ニ低下ニ傾カントス。(興業意見三六一—三七頁)

三

この貧富懸隔の事實は、何によつて起つたか。この問題は、このときに至つて、突如として起つた問題ではない。一方において、徳川時代の治者階級であつた武士階級は、その大小となく、その度に應じて、生活の困難、財政の窮乏に陥り、大名は、大町人の金融的支配下に屈服し、武士は、その知行を半減せられ、内職または歸農工商を強制せられた。大名の窮乏は、直接にその被支配者である農民に對する貢租の増徴となり、従つて農民の窮乏は、その必然的歸結であつたことは、既に、史家の普く認

武士階級並に農民階級の窮乏化に對して、その經濟的實力を蓄積しつゝあつたものは、商人階級である。徳川時代における武士階級相手の商業、大名に對する金貨等によつて、漸次その手に資本を集積したものは町人階級就中、その商人層であつた。而して、明治維新の革命は、この商人層と農民中の大地主層との經濟的發展に對して極めて有利であつた。攘夷討幕の革命的スロオガンは、討幕の一事に集中せられ、攘夷は、西洋及びアメリカ資本主義の強力な襲來のために、その目的を達することが出来なかつた。否、目的を達せざる許りか、鎖國日本は、その國家的獨立を計るためには、かの洋夷の模倣を事とせねばならなかつた。「資本家階級は一切の生産機關を急速に改良し、交通を無限に容易にし以て、すべての國民、否野蠻國民をさへ、文明國民化した。かの廉價なる商品は實に萬里の長城を根柢より破壊し、野蠻人の頑強なる排外思想を征服するところの巨砲である。彼等は凡ての國民に對し、所謂文明を輸入すべく、換言すれば、資本家となるべく強制した。一言にして、これをいへば、彼等は彼等の畫けるが如き世界を作らんとするのである。」(マル

クス・エンゲルス共産黨宣言第一章)ヨーロッパ並にアメリカ資本主義の襲來は、日本をして、自ら資本主義國たらしめたのである。この内的要素は、既に徳川時代において、涵養發達されてゐた。而して、この要素の發展はたゞ歐米資本主義の來襲によつて、顯著な刺激を受けた。而して、その發展の方向は商業資本主義にあつた。この傾向は、既に明治維新の六年前、文久元年に當時の俊敏な思想家神田孝平によつて、認識せられ、而して、彼は日本商業立國論を唱道してゐるのである。

「商ヲ以テ國ヲ立ツレバ、其ノ國常ニ富ミ、農ヲ以テ國ヲ立ツレバ、其ノ國常ニ貧シ、東方諸國ハ農ヲ以テ國ヲ立テ、西洋諸國ハ商ヲ以テ國ヲ立ツ。故ニ東方諸國ハ常ニ貧シク、西洋諸國ハ常ニ富メリ。」(神田孝平 淡崖遺稿 一頁)

「商ハ元ヨリ富ムベキ者ナリ、故ニ外國貿易ノ事起ラザル前ヨリ、既ニ商人ノ權強シ、況ヤ貿易開ケントスル時ニ當テ、猶何時迄モ舊來ノ農法ヲ固執セバ農民ハ次第ニ商人トナリ、田野次第ニ荒廢シ、國家ノ經濟次第ニ窮蹙シ、海陸武備次第に弛廢シ、而シテ商ノミ、日ニ外人ト親シミ、利權ヲ擅ニシ勢威日ニ張皇ニ至ルベシ、一旦非常ノ事アレバ、其害測ルベカラズ……」(前掲書六頁)

「昔シ王朝ノ時武人ヲ卑シム事甚シ、源義朝ノ如キ名望アル者ト雖モ猶昇殿ヲ許サレズ、然レドモ其ノ子頼朝ノ時ニ至リテ、兼テ鄙シミタル武人ノタメニ、遂ニ政權ヲ奪ハレタリ、當今商人ヲ卑シム事甚シ、然レドモ萬國商ヲ爲ス者ハ榮エ、商ヲ爲サザル者ハ衰フ、是天下ノ權商人ニ移ルノ時ナリ、此儘ニ指シ置バ行末如何成行モ測リガタシ、然ラバ之ヲ如何ニシテ可ナランヤ、王朝ノ時ニアリテハ朝家ニシテ武事ヲ重ンジ、戰鬪ノ道ヲ講ズルニ如クハナシ、方今ニアリテハ、武門ニシテ商法ヲ用ヒ、貿易ノ道ヲ開クニ如クハナシ、王朝既ニ一度誤マレリ、武門再度誤マル事ナクンバ可ナリ。」(前掲書六一七頁)

かくの如く神田孝平は、當時の社會の變革の必要を説くのである。「方今國家ノ安全ヲ求メンニハ何卒舊制ヲ一變シ、農稅ヲ次第ニ省キ、工商ヲ次第ニ盛ニシ、貿易ヲ四方ニ出テ行フ事ヲ主トスベシ、左スレバ土地自ラ開ケ、人心自ラ服シ、收入自ラ整ヒ、上下自ラ富ミ、國勢自ラ一振スベシ、若シ左モナクテ何日迄モ舊制ニ泥ミ、農ヲ以テ立タル國ヲ守ル時ハ、事端日ニ滋ク、費用日ニ加ハリ、緊斂日ニ行ハレ、民心日ニ散ジ、國人ヲ使テ日ニ外國ヲ慕フノ心ヲ生ゼシメ、國內既ニ土崩ノ勢成リ、外國亦益

乗ルベキノ釁ヲ得バ、如何ニ明君賢相アリテ日夜勸メテ政ヲ行フト雖モ其ノ國ノ亡ビザル者ハ未ダ之レアラザルナリ。」(前掲一二頁)

明治政府は、文明開化の政府として、西洋流の施政方針を採つたことは、その最初の宣言の一節にいふ廣く知識を世界に求める方針によつて明かである。素より、明治維新政府の成立は、フランスの一七八九年の革命後に設立された如きブルジョア革命政府ではない。しかし明治維新の革命は、京阪地方の大町人の後援によること最も多きは、既に史家の認めるところである。(本庄榮次郎、明治初年の御用金、明治維新經濟史研究所載、拙稿明治初年における政治運動、思想昭和六年三月號)かくて明治政府は、その方針を新狀勢に照應した政策に現はしてゐる。新狀勢とは、武士階級の没落と町人階級の勃興である。従つて、明治政府の方針は、新興町人階級の活動に便宜を與へることであつた。あらゆる封建的制限の撤廢は明治初年における政府の最も重大な政策であつた。而して、それは、近代資本主義への道を拓くことであつた。これを具體的にいへば、就中封建的制限の撤廢、民族的國家の形成、これに従ふ舊藩債の整理、秩祿處分、地租制度の改正、及び大産業の輸入及

びこれに對する保護政策は、日本近代資本主義の發展に對する大なる刺激であり、後進國における資本主義の發展を政治的強力的に促進する目的を持つた政策であつた。

舊藩債の處分は、天保十四年以前の藩債は全部これを切棄て、弘化元年より慶應三年までの藩債を舊債として、明治六年より無利息五十ヶ年賦償還、明治元年より明治五年までの藩債を新債として明治六年より二十五ヶ年賦、元金三年据置、利率年四朱として償還することとした。この方法に基いて、明治六年新舊公債證書を發行した、藩債繼承高は、約三千五百萬圓であつた。(明治財政史第八卷四五頁)而して、藩債所有者は商人であるので、彼等は、不確實な藩債をより確實な公債に換ふることを得たのである。而して公債が貨幣と殆んど均しい作用をなすことは、こゝにいふまでもない。商人層はこゝに三千五百萬圓の資金を確保し得たのである。秩祿處分は封建的身分制度の崩壞を意味する。即ち武士階級の解消を意味するのである。秩祿處分は種々の経過の後に完成されたのであるが、要するに封建的秩祿なるものを廢して、これに代ふるに一時的な一定額の貨幣の給付によつて、こ

の家祿權利を買收せんとしたものである。かくてこの秩祿處分の結果として、大名は、土地所有者であると共に貨幣資本の所有者として、地代並に利子衣食者となり、大多數の士族は、農工商の何れかに歸屬するか、またはその一時的給付の貨幣を消費し盡して、自己の勞働力を賣るべき運命に陥るかであつた。この士族授産の問題は極めて複雑な問題を有してゐるから、他の機會に詳細を論じたいが、これらの士族の大多數並にその子女が日本最初の工場勞働者、即ち製絲女工の供給者であつたことは注意を要するところである。而して、士族授産の問題は、その階級の解消問題として、既に明治二十年前後には、大約解決の状態であつたのであるが、明治維新の成功とともに士族は没落階級として社會問題を惹起した第一のものであつた。

四

第二の社會問題として、最も重要なものは、農民問題である。農民階級において、明治維新の革命によつて、利益を獲得したものは、その土地所有權を確認せられた大土地所有者に過ぎなかつた。而して、地租改正のために、利益したのもまた大土

地所有者に限られてゐた。小土地所有者並に、小作人層はこの革命のために何等の利益を受けることがなかつたのである。かくの如き状態であつたから、農民階級は、明治初年から十年頃までに掛けて、暴動一揆をもつて、この新政策に反對することが最も多かつたのである。(拙稿、農民階級と民権運動、思想昭和六年五月號)

農民の一揆暴動は、大體明治十年西南の役後においては、その跡を絶つたやうに見えるのであるが、それは農民問題が解決したことを意味するのではない。農民救済に關する議論はこの後において、可成に行はれ、實際運動としても、存在したのである。しからば、農民は如何に窮乏してゐたか。この問題に答へる資料として、最も尊重すべきものは、前大藏省顧問、太政官會計部顧問、農商務省調役、李國博士、政治學士、ベ・マイエット著、日本農民の疲弊及其救済策、明治二十六年五月刊行である。マイエットは日本の農業が徳川時代におけるよりも安定を缺き、窮乏の状態にあることを如實に描いてゐる。彼はいふ。「殆ど日本國民ノ半数ヲ占ムル戸數大、約ソ四百萬、人口大約ソ二千萬ノ農民ノ毎戸一箇年ノ生計費トシテ、獲ル所平均僅ニ三十圓乃至四十圓ニ過ギス」(前掲書一八頁)以上四種ノ農民ニ就キテ算定シタル

最低キ平均額ハ富裕ナル農民ノ全ク之ナキコトヲ示スモノニ非ス、然レドモ農民中富裕ナル者ハ甚尠クシテ其大部分ハ常ニ憫ムヘキ生活ヲ爲スコトヲ示スモノトス、試ニ思ヘ農民ノ大部分ハ自ラ作りタル米ヲモ價貴キ珍味トシテ之ヲ常食ニ供セサルニ非スヤ、又彼等ハ魚類ヲ食スルコト甚稀ニシテ海岸ヲ距ル最遠キ村落ノ如キハ運般ノタメ魚類ノ價ヲ増スヲ以テ絶エテ魚類ヲ見スト云フニ非スヤ、今數多日本人ノ食物ヲ調査シタル日本及外國ノ化學者ノ説ニ依レハ僻地ノ農民ハ最粗食ヲ極ムルカユヘ壯年者ハ多クハ強壯ナルモ老ヲ催スコト早ク既ニ五十年乃至六十年ニ至レハ老衰者ノ觀アリト云フ。(前掲書二一―二二頁)

この事實は何によつて招來せられたのであるか。

「今、明治初年以來農民ノ困難ニ陥リタル狀況ヲ略書スレハ左ノ如シ、

農業ハ縮小セリ、

土地ヲ抵當トシテ負債ヲ起シタル者非常ニ多シ、

土地所有者ヨリ下リテ小作人ト爲リタル者非常ニ多シ、

夫レ農業縮小スルトキハ農家ノ勞働力亦隨ヒテ萎微ス從來ノ耕作法ニ依レハ

僕婢等ノカヲ借ラス専ラ一家族ノカヲ以テ耕作スル反別ハ平均二町歩ニ當リシカ今日ハ大ニ減シテ自作人ハ九反ニ當リ、小作人ハ七反六畝ニ當ルニ過キス……此平均反別ノ減少ハ農民ノ勞働力ヲ萎微セシメ、農民ヲシテ衣食ニ汲々タラシメ數百萬戸ノ農民ノ購買力ヲ減退セシメ、農民ノ購買力ノ減退ノ爲メニ工業上ノ生産力ヲ害シ隨ヒテ商業ノ衰微ヲ來シタルコト其レ如何ンヤ……明治年代ニ至リテ益、甚シキヲ加ヒタル第二ノ弊害ハ農民中負債ニ苦ム者多キコト是ナリ、惟フニ今日ノ土地抵當負債ハ概ネ困難ノ極高利ト一箇年、二箇年若シクハ三箇年ノ短期限トヲ顧ルニ暇ナクシテ之ヲ起シタルモノナラン……第三ノ弊害ハ土地所有者ヨリ下リテ小作人ト爲ル者多キコト是ナリ、此弊害ハ明治以前ニ在リテモ之ナキニ非サリシト雖モ、之ヲ各種ノ證憑ニ徵スルニ明治年代ニ至リテ益、甚シキヲ加ヒタルカ如シ、是レ負債アル農民ノ其所有地ヲ債主ニ引渡シ、而シテ更ニ小作人ト爲リテ其土地ヲ耕ス者多キニ因ル、然レトモ小作契約ノ彼等ニ不利益ナルモノナルコト嘗テ負債ノ爲メニ苦メラレシ時ヨリ一層甚シキハ勿論ナリトス……〔前掲書一〇一—一六頁〕

マイエットはこれらの事實につき一々數字を擧げて説明してゐるのである。彼はこの農民窮乏の事實を日本に對する最も危険な要素としてゐる。

「……従前ハ富裕ニシテ土地所有者タリシ數十萬ノ農民モ今日ハ非常ノ困難ニ陥リ多クハ獨立ノ地位ヨリ、小作人ニ零落シ、農業ニ經驗ナキカ爲メ凶作ノ場合ニモ慈悲心ナキ市府ノ小資本家ニ向ヒテ小作料ヲ拂ハサルヲ得サルニ至レリ、是等農民ノ不滿ニ禁ヘサルコト知ルヘキノミ然レトモ日本農民ノ性質聊カ過激ニ失スルコトハ明治初年以來屢暴動ヲ起シタルヲ以テ之ヲ證スルヲ得ヘシ……」

日本農民ノ疲弊若シ今日ト同一ノ速度ヲ以テ進行スルトキハ、中級農民ハ十五箇年乃至二十箇年ノ後ニ全ク消滅スルニ至ルベシ……

此種ノ農民ノ外ニ大約ソ二百万人ノ貧士族アリ等シク不平ト暴動トノ元素ヲ包含ス(専ラ壯士輩ヲ謂フ)是等ノ士族ハ暴動ノ首領ト爲リ徒黨ヲ結フノ能力アルモノナリ、斯ノ如キ有様ナルヲ以テ或ハ十年乃至十五年ノ後ニハ日本ニ於テ恐ルヘキ變亂ヲ生スルモ亦知ルヘカラサルナリ。〔前掲書四〇—四一頁〕

この弊害及び疲弊を救ふものは、マイエットによれば、農業保險法と土地抵當貸付法を設けることである。「明治年代ニ至リテ始メテ生シタル若シクハ甚シキヲ加ヘタル農業上ノ三害ハ政府ニ於テ農業保險法及土地抵當貸付法ヲ設ケテ始メテ之ヲ芟除スルコトヲ得ヘク、政府ノ所置ニ由リテ生シタル弊害ノ如キ亦此法ニ由リテ始メテ之ヲ芟除スルコト得ヘキナリ。」(前掲書一一七頁)彼の主張する農業保險法及び土地抵當貸付法の如何なるものであるかはこゝに説明することを要さない。筆者のマイエット紹介は、その農民窮乏の事實を示すにあつたからである。

五

當時において、農民の問題を問題としたものは主として自由黨であつた。自由黨はその前身時代から自由民権を主張する政社であつたが、明治十三年政黨として成立するや、その「盟約」第一章において、吾黨は自由を擴充し權利を保全し幸福を増進し、社會の改良を圖るべしと宣言し、その總理板垣退助の如きも、且ツ夫レ政府ヲ立ルハ本ト何等ノ精神ヲ以テ之ヲ立ル者ナル乎要スルニ強ガ弱ヲ虐スルヲ妨

クカ爲メニ外ナラズ、然ルニ今ヤ却テ強ガ弱ヲ虐スルノ精神ヲ以テ富且智ナル者ヲシテ貧且愚ナル者ヲ壓セシムルノ政ヲ爲スハ豈ニ其大理ニ悖ルノ甚シキ者ニハアラスヤ、譬ヘハ猶ホ盜賊ヲ防クニ盜賊ヲ以テシ、之ヲシテ其盜業ヲ恣ニセシムルカ如シ、惑モ亦甚シキ者ト謂ヘシといつてゐる。(木瀧清類編纂、板垣君演說集、明治十五年版四五頁)

しかしながら、これらの提言は無條件にこれを受取ることには出來ない。自由黨本來の目的は決して、貧窮者の味方たることではないのである。自由黨成立の前提である愛國社再興に際しての宣言の一節は最もよく自由黨本來の目的を語つてゐる。「……財は國力の因て生ずる所なり、國民富まざれば以て國力の強盛を致す能はず、故に國力をして、強盛ならしめんと欲せば、國財を増殖せざる可からず、而して、其方たるや國民自ら奮起し、大に産業を起し、内外の通商を盛にするより善きはなし。蓋し、方今生産通商の道稍開けざるに非らずと雖も、各地人民の交接未だ密ならずして、國財の探究を盡さざるが爲に、大利ある産業も之を起さず、従つて有無相通ずるの方、其當を失ふものあり、故に國財を増殖し、國力を強盛ならしめんと

欲せば、各地人民相互に交接し、彼我の情況を知り、國産の有無を審にし、其謀戦力産業を起し、通商を盛にして、有無相通ずるの方、其當を得ざる可からず……(自由黨史上卷二七一頁)といふやうな産業振興を主張する純然たる有産者的見地である。かゝる見地に立つが故に、自由黨は、有産者的政治的権利の獲得をその主要の目的としたのである。(拙稿、農民階級と自由民権運動)

かくて、自由黨は、地方における中産地主と士族との結成であつて、この勢力によつて、大土地所有と商業資本の結成である明治政府に對抗した。自由黨の指揮者は、その始め民選議院を設立し、士族及び豪家の農商等をして、これに参加せしめることによつて、明治政府の壓制的傾向に對立せんとした。しかるに、明治政府の自由黨に對する壓迫は、自由黨をして、その構成要素を擴大し、この結成を強化するの必要となつた。自由黨は中産市民をその主要構成要素としたものであるが、今や、彼等は、下層市民及び農民をその運動に利用せざるを得ざるに至つた。(前掲拙稿)農民及び市民の生活の窮乏は、彼等をして、自由黨運動に参加せしめ、こゝに自由黨左翼の發生を見たのである。自由黨左翼の運動激烈を極めるや、集會條例の發布

に藉口し、我黨ニ幹タルモノハ勉メテ聲息ヲ各地ニ通ジ、黨派全體ノ事ヲシテ肅然一律の下ニ出テシメンコトヲ要シ、各地黨員モ亦密ニ黨員黨幹ノ意向考案ヲ知り以テ自ラ務ムル所アラント欲スレトモ、都鄙遠路ノ信書意ヲ盡サス、情意ノ往々齟齬スル事ナキ能ハス、且ツヤ夥多ノ黨員中合同一致ノ働キヲ爲スヲ勉メスシテ、動モスレバ箇々分離ノ方向ニ傾カントスルモノニ至テハ之カ爲ニ益々自儘ニ計ヲ爲スコトヲ企テ、恰モ駿馬ノ羈ナクシテ奔逸スルガ如ク、其勢殆ト復タ拘束スヘカラス」として、自由黨運動を解消してゐる。(自由黨解黨大意、自由黨史下卷二八一—二八二頁)

自由黨の解黨は、自由黨左翼を中心とする暴動的運動のためであつた。これらの運動が如何なる性質のものであつたかを、當時の史書によつて、示さう。「明治政史」は秩父暴動について次のやうに書いてゐる。「十一月一日(明治十八年)埼玉縣下秩父郡に暴民峰起の變あり、其首唱は則田代榮助等數輩にして、同郡民を煽動し、秩父郡役所を襲ひ、其暴動紛雜名狀するに物なく、延て群馬長野の兩縣に波及す。蓋し、此暴動は舊自由黨の過激員も亦幾分か荷擔し、以て、其名を政治の不平に假るも、

其實は博徒、流氓の烏合者にして其言を構へ、以て良民を誑惑し、或は之を強迫し、所謂百姓一揆を起せし者に過ぎず、故に其動搖一時甚だ陸梁を極めしも、未だ數日ならずして、全く鎮定に歸せり。然とも、其余響四隣各地方を動かし、彼借金黨と稱し、小作黨と呼ぶものを喚起し、以て小作人は各其地主に向て、納米の減額を強請し、貧民は各其債主に對して、借金の据置年賦を要求せんことを謀り、下等人民將に嘯聚の兆ありしが、未だ大騒動に至らざるに、警吏郡吏日夜之が説諭に盡力し、遂に解散せしむるを得たり。(指原安三、明治政史 第十八篇秩父騒動傍點—筆者)

自由黨左翼の暴動が如何なる性質のものであつたかは、明治政史の記述によつて明かであるが、——「明治政史」の指原安三の立場は保守的國家主義である、従つてその史實に對する見解もこの立場からなされてゐることを注意せよ——更らに、飯田事件(明治十七年八月)は暴動の理由を明記せる檄文を散布した。この檄文は自由黨左翼の理論家植木枝盛に囑してなつたところのもので、非常の長文で當時の失政を數へてゐるが、その一節には、次の如きものがある。(大津淳一郎著大日本憲政史第二卷六六〇頁)

「政府は累りに税斂を重くし、人民を侵漁して止まず……政府人民に向つて猛然其膏血を侵漁することは即ち信に此の如く、而して、堂々日本全國の良民に徴するの租税既に政府の局中に入る、即ち官吏各々之れを己れの寵商に貸與し、明治十四年十二月十四日調にして、政府より銀行會社及人民への貸付金共大藏省検査院の検査を経たる者のみにても、金額一千八百七十五萬二千九十三圓九五錢四厘なりと、或は無利息とし、或は極めて低利とし、還納の期も亦頗る緩矣、此に至りて、之を論すれば元々の粒々辛苦と膏血とは、實に高官者流の朱門を潤耀する而已ならず、亦政府の寵商の驕と爲り、顯官愛妓の飾となり、相場の資となり、底止する所を知らず、是豈に堂々日本全國の良民を以て寵商愛妓の犠牲に供するものにあらずや、噫、其の天下を辱かしめ、其人民を輕んずる何ぞ此極に至るや……」(自由黨史下卷三一七—三一九頁)

これらの暴動の理由を綜合すれば、かの借金黨、小作黨におけるが如く、借金の据置、小作料の輕減、而して、飯田事件に表はれた租税の減額、及び政商に對する保護貸付金の反對であつた。而して、これらの事實は下層農民階級の窮乏化が經濟的並

に政治的手段によつて、促進されたことを物語るもので、この窮乏打破の思想及び運動は、その後に至つても、自由黨系の人々によつて続けられたのである。而して、この運動に理論を提供したものは、自由黨左翼の理論家である。

六

自由黨左翼の理論家としては、兆民中江篤介を推すべきであらう。しかし、自由黨左翼の經濟論者として見るべきものは大井憲太郎である。少くとも彼の「時事要論」(明治十九年十一月刊行)は自由黨左翼の經濟論を端的に表現したものである。故に筆者は、この小冊子を中心として、中江篤介が「東雲新聞」(明治二十二年)の主筆時代に於ける論文を補足として、自由黨左翼の經濟論社會改良論を記述しよう。(中江篤介のこの時代の論文は「警世放言」四民の目ざまし等に収録されてゐる。經濟論は後者に多い。)

自由黨左翼もまた自由黨の一部として、自由主義を否定するものではない。否寧ろ自由黨幹部の自由主義の不徹底を主張するものであつて、自由黨をして、急進自由主義にまで擴大し、眞の自由主義と單に政治上の自由主義に止まらず、生活上

の範圍にまで及ばねばならぬことを主張するものである。故に經濟上において、その根本においては、私有財産制度を認めるものであるが、これによつて、生ずる悪果を矯正せんとするものである。故に、中江兆民はいふ、「…願ふに農工商の三つの者は當さに並存すべきの三幅對にして、其一を欠きては叶ぬものなれども、特に商業無きときは何を以て邦家の富強を進展せしむるを得んや…商業の發達は尤も當さに務むべきの急にして、夫の商工は末枝なり、賤業なりと云へる支那の輸入説は痛く之を排斥せざる可からず、然るに此陋習の尙ほ未だ全く脱せざる者あるは歎息の外無きなり…意ふに商業なる者は山師的營業にあらずして、信用的正業なり、夫れ信を以て本尊とするは商業の右に出づ者あらず」云々(四民之目醒、明治三十五年版六六一七〇頁)大井憲太郎もこの原則を打破するものではない。彼は、この原則を承認するが故に、貧富懸隔と社會主義共產主義との關係について次の如くいふのである。

「人ノ智巧進ムニ隨フテ勤勞ヲ増シ勤勞増スニ隨フテ富ヲ生ス、智巧進ミ勤勞積ンテ富財ヲ生殖スレハ隨フテ富財一所ニ偏集ス、富財偏集スレハ小民之ニ苦ミ、

愈甚シキニ至レバ、貧民ハ倍困苦シ、終ニ身ヲ容ル、地ナキニ至ル、設シモ不幸ニシテ此ノ如キ極ニ至レバ、社會黨又ハ共產黨カ主唱スルカ如ク、富財ノ分離ヲ爲スニ非レハ、財産ノ共通ニ訴フルノ外、他ニ途ナキニ至ラントス、是レ自然ノ常勢ナリ、方今泰西諸國ニ於テ、社會黨ノ說漸ク勢力ヲ有スルニ至リシハ、蓋シ偶然ニアラサルナリ、世上止ム无キ自然ノ變遷ナリト知ルヘシ、歐洲各國猶未タ私産說ノ勢力最モ強大ナリト雖モ到底ハ社會黨ニ捷ヲ得ラル、コトナラン乎、我國ニ於テモ歐洲ニ於ケル如ク、偏集富財ノ弊太甚カラサル前ニ、富財ノ分配方法共宜シキヲ得ルアラハ、國家ノ大幸、社會ノ慶福ナリ、歐洲各國既ニ富財偏集ノ弊ヲ極ム、故ニ社會黨ノ勢力ヲ増シ、學者ノ腦髓日ニ月ニ此點ニ傾ク勢ナリ、斯ノ如ク天下ノ公論一タヒ社會ニ啓發セル以上ハ、各國到底其感化ヲ免ル可カラス、我日本モ早晚今日ノ歐洲タラントス。我國人活眼ヲ開テ以テ宇内ノ一勢ヲ洞觀シ、深ク察シ遠ク慮リテ、未雨ニ方テ牖戸ヲ綢繆セハ可ナリ。(時事要論六五―六六頁)故に、わが國の經濟生活の何處に問題が伏在するかを研究することを要するのである。しからば、その問題は何處にあるか。「凡ソ國ノ經濟ヲ論スルモノハ須ラ

ク生財及ヒ配賦ノ方法共宜シキヲ得ルヤ否ヤヲ探究セサルヘカラス、大概社會理財上ノ病因此ニ出テサルハナシ、世ノ我國ノ困弊救治法ヲ議スル輩、多クハ此等緊急ノ問題ヲ忽諸ニ附ス、今日諸家ノ論大同小異ナレトモ、要スルニ外國貿易紙幣増發ヲ以テ原因ト爲スニ過キス、是等ノ事モ亦素ヨリ、其原因ニ加フルコトヲ得ン、然レトモ未タ以テ數フルニ足ル者ニ非ス、他ニ許多ノ大原因アリテ存スルナリ、即チ彼ノ公債證書ノ流通力直チニ我民間ノ蠱毒トナリタル如キ、我農民ハ古來甚タ貧乏ナリシ如キ、開國ノ氣運小民ノ衰頹ヲ促カシタル如キ、富財偏集ノ弊、漸ク正サニ其效果ヲ顯ハシタル如キ、我國ノ地稅從來富者ニ輕ク貧者ニ重キ弊アリシカ如キ、是レナリ、是等ハ皆我今日ノ困弊ヲ養生セル原因ニアラサルハナシ、社會ノ理財上ヨリ云フトキハ、即チ配財方法ノ宜キヲ失シタル効果ナリトス。(前掲書四―六頁)而して、我國における經濟上の困弊、殊に財の分配上の問題、即ち貧富懸隔の問題であるが、このことは、殊に我國の農民において甚だしいのである。貧富懸隔の問題は大井に對しては、農民の問題として、その頭腦に映じたのである。農民の大多數は何故に貧困であるか。多くの論者は、農民の貧困を以て、怠惰游逸に由るに非

ざれば、勤勞節約の不足に由りて、然るものとしてゐるのであるが、大井はこれを否定する。(前掲書三四―三五)即ち、居多ノ貧民中、自己ノ怠惰ニ因リ貧困ニ陥リタルモノハ、十中ノ一ニモ足ラサルカ、如シ」といつてゐる。(前掲書三五―三六頁)しかれば、農民窮乏の原因は何であるか。その収益の過少なると、税法苛酷にある。

「夫レ如是農民一般ノ情態、勤勞儉樸ナルニ拘ハラヌ、家ニ擔石ノ儲ナキモノ比々皆ナ然リキ、勤勞節儉彼レノ如クシテ止タ殆ト凍餒ヲ免カレサリシヲ見レハ、則チ一ニ我國ノ税法苛キカ故ニ、農民ヲシテ餘裕ナカラシメタルニ外ナラサルヲ推知スヘキ也、

斯ク我國ノ農民ニハ餘得ナキヲ以テ、一朝家ニ不幸災厄アレハ、數世之ヲ償フコト能ハス。三代若クハ四五代以前ニ典質ト成リシ田地ヲ耕シ、名ハ自己ノ所有地タレトモ、實ハ小作人ナルモノアリ、又數代前ヨリ全ク他人ノ地所ヲ借り耕シテ生活ヲ爲スモノアリ、直言スレハ我農民ハ概シテ數代前ヨリ窮乏ナリシモノナリ……我農民中大農即チ相應ノ資産アルモノハ十ノ一ニモ足ラス、十中ノ二三ハ中農ニシテ其他ハ窮民ノ名ヲ下スヘキモノナリ、則怠惰致貧トノミ評スル

ハ失當ナリ、今ノ貧民ハ大抵世襲ノ窮乏者ナリ、故ニヨシヤ怠惰ニアラスト雖モ素ヨリ余得ノ道無キノ貧民、數世ノ間必スヤ疾病其他ノ災厄ニ由リテ、流離顛墜、其窮困ニ陥ルコト無カラシテ欲スト雖モ得可カラサルナリ。(前掲書三七―四〇頁)

かゝる貧農は明治以前より存在するものであるが、維新以後その數を増加した原因は、紙幣の増發、公債證書の流通、金貨の濫出等を數へることを得、(前掲書四〇頁)尙ほ税法の不備を數へざるを得ぬ。それは貧農、中農、富農に對する均一的課税である。「如此貧富同一視ノ税法ハ土地均分法ノ行ハル、時世ニ在テハ、太タ至當ナルコトヲ得可シ、我目今ノ如ク現ニ甚タシキ貧富ノ懸隔アリ、所有地ノ不同アルニ於テハ、之レカ税法ヲ改メサル可カラス、否ラサレハ富者倍々富ンテ貧者愈々貧ニ陥ルノ原因タルヲ免レス。」(前掲書四二―四三頁)

かくの如き弊害を矯正するためには、土地を均分せよと主張するのである。「此時ニ方リ、一時窮民救助法ヲ行ハンカ、一時ノ救助ハ以テ斯ノ多數ノ窮民ヲ拯ヒ、恒産ヲ得セシムルニ足ラス、國力モ亦堪ヘ難キヲ奈如セシ、此ニ於テ多數ノ人民ニ恒

産ヲ得セシメンニハ、他ニ方法ヲ覓メサルヘカラス、乃チ毎戸平均ニ耕地を保有セシメ、典賣ヲ禁ジテ永世ノ資産ト爲サシメ、以テ困苦ニ沈淪セシメサルノ堤防ト爲スヲ良策トス。」(前掲書七〇―七一頁)

土地均分法の如きは、法律を俟つて、始めて實現し得るものである。しかるに、法律的干渉は爾來自由主義者の最も好まざるところである。しかしながら、眞の自由を招來すべき法の設定は、例へ現在において、自由の一部を枉げるものであつても、歓迎すべきである。この點において大井は社會黨及び共產黨に同情を有してゐる。

「吾等ハ自由ヲ貴重スルモノ也、終身自由ト浮沈榮枯ヲ與ニセント期スルモノナリ、故ニ自由ヲ傷ルモノアレハ、勉メテ之ヲ除カントス、然レトモ、若シ自由ノ一部ヲ枉ケテ、他ニ公共ノ大利ヲ買フヲ得ヘクンハ、容易ニ之ヲ甘諾センノミ、思フニ彼ノ共產黨及ヒ社會黨ノ如キ、所有權ヲ保護スルヲ以テ無上ノ良典トナス私産黨ニ比スレハ、自由ヲ愛重スルコト幾倍ナリ、然レトモ、亦私産黨ニ比スレハ、私利ニ吝ナラス、公共心ニ富ムノ故ヲ以テ、澆季積惡ノ世ニ處スル上ハ、姑ク自由ヲ枉

ケテ文明社會ニ達スル便路ヲ資ラサル可カラスト爲セシニハアラサルカ、蓋シ尺ヲ枉ケテ、尋ヲ直クスルノ意ニ據ルナラン。」(前掲書八三―八四頁)

かくて、大井は、その救貧政策を以て、農民及び貧民問題を解決せんとしたのである。

七

窮乏の民を作るものは、單に土地の兼併のみではない。公債の發行の如きも、その主なる原因である。何となれば、内國公債募集の結果として、第一、富者却て租税を免かれる弊がある、第二、金利を騰貴せしめ金融の圓滑を妨げる、第三、人を懶惰に導き農工商の生産を阻害する、第四、活動資本を減じて、停滯資本を増したやうな現象を呈するに至つたからである。(前掲書七―八頁)これらの結果あるを以て、公債の發行は、自然その利を富者に與へて、貧者よりこれを奪ふ結果となつてゐる。故に、公債の整理は、目下の急務といはねばならぬ。しからば如何にして、公債を整理すべきか。

「目下流通ノ公債證書ハ、其流通ヲ停止シ、一時政府ニ之ヲ買上ケ、舊幕府時代ノ國

債法ニ倣ヒ、我國內ノ素封家數名成丈ケ少數ヲ可トスニ之ヲ併聚セシメ、之ニ向ツテ政府ヨリ相當ノ利子ヲ拂フカ、否ラサレハ大ニ外國債ヲ起シテ、悉皆償却スルヲ良トス、甲法ニ依レハ公債ノ債主ハ尙ホ利子ニ頼テ衣食シ、實業ニ就カサルヲ以テ、我一國ノ理財上ヨリ云フトキハ不得策ナリ、然レトモ、今日ノ如ク、世間ニ公債證書ノ流布シテ許多ノ弊ヲ流出スルニ比スレハ、公債一所ニ固定シテ社會ニ流通ヲ絶ツニ因リ、又公債利子ニ頼リテ、徒食スル者ノ數ヲ減スルニ因リ、多少ノ世益アリ、又乙方法ニ依ルトキハ眞ニ萬全ノ計ナリ、一億四千萬圓ノ金貨我國ニ入ルト同時ニ、非常高利ノ公債ヲ償却シ、其流通ヲ絶ツニ依リ、華族及ヒ豪農商ノ如キ、公債所有者ヲシテ民間ノ事業ニ資本ヲ運用シテ、收利ヲ謀ラサルコトヲ得ザルニ至ラシム、然レハ民間ノ事業上、其資本ノ少ナキヲ憂ヘス、此ヨリ農工商ノ振起ヲ見ルニ至ラン、而シテ政府ハ高利ノ國債ヲ償ヒ低利ノ公債ニ代ユルコトヲ得テ其利スル所モ亦大ナラン。」(前掲書三〇—三二頁)

彼は公債の發行によつて、利子衣食者——彼の言葉に従へば閑散人——の發生することを恐れたのである。彼等は前期自由主義者として活働を生命とする企

業家、即ち貨物を生産し、これを賣買する實業家を排斥せんとするものではない。而彼等の嫌惡するところは、徒食遊惰の徒である。完全なる利子衣食者である。而して、彼等の憎惡は、政權に接近して、その利潤を増加し、他を搾取せんとする者に向つては一層甚だしいのである。自由黨の精神が、自主的活働的有産者の見地にあつたことは、この一事から見て明かである。中江兆民はかゝる輩を「虚業家」または「悪業家」としてこれを排斥する。

「此等虚業家は經濟海中の鰐鯨とも云ふ可くして、常に他の小魚を喰ひ殺して、己れの腹を肥やす奴なり。此等虚業家は社會の暗黒なるに乗じ、他の實業家の明かに見ること能はざるに乗じ、狡々猾々の手段を施して、一時の巨利を占むる奴なり。故に社會の暗黒なる處が正に此等虚業家の利益なり、故に又經濟社會の鳴梟とも謂ふ可し、此輩は俗人の目には、實業家中にても最上の實業家なり。而して、余は之れを目して虚業家と曰ふ此輩は、何一つ實地に社會に益する者に非さればなり、社會に益せざるのみならず、他の實業家を喰ひ殺して、自ら腹を肥やすが故に、虚業家と曰ふよりは、寧ろ悪業家と曰ふこそ、更に適當なり……」

彼れ等の業は何故に虚業と云ふ乎、

彼れ等は米一粒をも作ることをなし、米一粒をも此所より彼所に運ぶことを無し、附木一枚も作ることを無し、附木一枚をも此所より彼所に運ぶことを無し、少しも社會に益することなし、農や工や作る者なり、社會に益する者なり、商は運ぶ者なり、社會に益する者なり、彼等は作らず運ばず、唯他人の作りたる物、運ひたる物を使ふのみなり、費やすのみなり、彼等の衣るや一通りに衣るに非ず、必ず美服なり、其食ふや一通りに食ふに非ず、必ず美食なり、其住ふや一通りに住ふに非ず、必ず美屋なり、而して、彼等は微塵程の物品も社會に注入するに非ず、微塵程の利益も社會に注入するに非ずして、社會の物を多分に減らす奴なり。……

彼等が無一物の身代より數十萬の身代と成る道行の第一歩は先づ當時當途の貴顯中にて稍や己れの性質に似て即ち鰐鯨然たる人物を捉まへて事を爲すなり、其間には夥々多々の云々ある可し、外國歴史にも此云々の事迄は記載し有らず、

是故に彼れ等の資本は貴顯人よりの恩恵なり、彼等の掛引は貴顯人への賄賂な

り、此れは外國歴史に載せてあり〔四民之目醒八九—九三頁〕

これらの「悪業家虚業家」は、當時の大官よりの恩恵によつて、その利を獨占するものであるが、この大官の恩恵は、租税から支出される。而して租税は勤勞大衆の汗と油との結果であるから、従つて彼等は、勤勞大衆を「打ち従へ、打ち亡ほして」經濟界にその地歩を占めるものである。（前掲書九四頁）かくの如きは不都合といはざるを得ぬ。これを征伐せずして、何を征伐すべきであるか。（九三頁）

かくの如き精神は、自由黨立黨以來のものであつて、その保護干涉の排斥の主義を中心として、「偽黨撲滅海坊主退治」はこの種の顯官と政商とに對して加へられた攻撃の最も顯著なるものである。而して、諸所に勃發した自由黨左翼の暴動は、一面専制政府に對するものであると同時に、他面當時勃興し來つた商業資本と、農村の疲弊に拍車を掛けてゐた高利貸資本とに對するものであつたのである。

八

自由黨左翼は單に農村における貧富の懸隔問題についてのみ、論議し、運動したのではない。彼等は、明治初期の勞働者の状態についても、若干の注意を拂ふこと

ろがあつたのである。大井の如きも、明治二十五年東洋自由黨を組成して、勞働者保護を標榜したのであるが、それを記するに先立つて、自由黨左翼の勞働運動について少しく記して置きたい。勿論彼等の勞働運動なるものは、今日からこれを見れば極めて幼稚極まるものであつたのである。既に自由黨の勞働運動なるものは、明治三十四年においてさへ、自由黨は其政綱の中に「社會改良」てふ文字を有し、自由黨員は最初より勞働運動に意を有したりき。……とは云へ、政黨さへ、始めて出來し程のことなれば、當時の社會改良運動や勞働運動は元より組織的ならざりき。悪しく云はゞ、兒戯に類するものなりき。」と評されてゐるほどである。(片山潜、西川光二郎合著 日本の勞働運動 明治文化全集社會篇一六六頁)

東京における自由黨員の最初の勞働運動とも稱すべきものは、明治十六年における「車界黨」の事件であらう。同年東京に鐵道馬車が敷設せらるゝや、これがため多くの車夫は職を奪はれ、失業車夫が續出したので、當時の自由黨の青年分子、奥宮健之、植木枝盛、栗原亮一、伊藤仁太郎等大井憲太郎の抱車夫三浦龜吉と相謀つて、馬車鐵道反對同盟會を組織し、失業車夫並に一般車夫を組織化せんとしたのである。

十月四日神田明神境内において、その他引き續き諸所に會合を催したのであるが、三浦龜吉によつて朗讀された祝文は、「大凡そ人間の此の世に生るゝや我人俱に裸體蟲にして、彼は官吏此は車夫、彼は富者、此は貧乏人と腹の内から位を持って産れ出るものにあらず、只其の智識と學問との有無に依て智識あるものは上りて、尊き地位に立ち又は富豪となり、智識なき者は下りて、卑しき貧乏人となるの區別あるのみ」といふ天賦人權の立場に立ち、而して、現在の如き國家有事に際しては各階級共に、應分の貢獻を國家のためになすべきでありとした。「而るに我々車夫社會に至りては智識なければ金力もなし、只だ腕に覺の力あるのみ、故に他日國家に事あらば、我儕は腕の附根の續かん限り、その妨害をなす奴原を楫棒取て撃倒さんとする、然りと雖も五本の指も交る交る弾かんより一拳の撃に如かず、心を合せ、力を協せ、多勢一度に事をなさば、其益果して幾許ぞや、此れこの親睦會を開き一同の心を團結まごめんと欲する所以なり」といつてゐる。(繪入自由新聞第三號、外骨著明治演說史一三二—一三四頁)

この運動は、近代的資本主義發展の初期における機械の利用に對する勞働者の

反抗運動と目すべきものであつて、勞働運動の極めて初期の形態に屬する。而して、自由黨の奥宮健之が何故にこの運動に參加したか。「東陞民權史」のいふところは多少の參考になる。「東京馬車鐵道の敷設せらるゝや、市内の人力車夫業を失ふて怨望す。奥宮之を奇貨とし、車夫數千人を神田明神山に會して、鐵道馬車廢止同盟會を組織し、自ら主として、鐵道馬車反對の衝に當る。凡そ人心を激昂せしめ、社會を動亂せしむべき者は、事端の得失を問はず、必ず其渦中に投入せんとはしたるなり。」(關戸覺藏編、東陞民權史、明治三十六年版五八〇頁)尙ほ同運動の關係者伊藤仁太郎は、車界黨は唯だ馬車鐵道會社を殲さうと云ふのが目的では無かつた。馬車鐵道撲滅を名として大に都下の車夫を翕合し、甘く行つたら其の力を以て岩崎なんぞをやつつける所存であつたといつてゐる。(石川旭山著日本社會主義史、明治四十年、明治文化全集社會篇三四一頁)これらの記述によつて、自由黨員の勞働運動の目的が那邊にあつたかを知ることが出来るであらう。それはこの車界黨の關する限りにおいては、勞働運動を本來の目的とするものでなく、これの利用による一政治運動であつたのである。

この運動以後、勞働問題が屢々吾國の問題として認識せられ、または自ら勞働運動の指導者として、勞働組合の結成に従事するものなどを生じたのであるが、それらのことは他日に譲つて、自由黨員の勞働運動と稱すべきものとして傳へられるものは、甚だ少ないのである。明治二十三年、自由黨の中島又五郎を顧問とした同志會なる勞働者團體が生れたが、短命に終つた。明治二十四年四月には、上州高崎において、火夫相木鶴吉、矢野某の兩名は、自由黨員長坂某と「上毛自由」なる新聞を發行し、百二十五號に及んだ。同六月に同處において、火夫川島某、自由黨の壯士小島某と共に前橋敷島座に政談演說會を催ふし、縣令攻撃のために、官吏侮辱罪に問はれた等の出來事があるに過ぎない。(日本の勞働運動一六六頁、河野密、我國に於ける勞働問題、昭和六年一〇頁)

九

次に問題となるものは、東洋自由黨である。「以上に記したる自由黨員の勞働運動によりて、早くも勞働問題に注意し始めし世間は、二十一年に起りし高島炭坑の礦夫虐待事件、及び翌二十二年に起りし横濱在留西洋人の製茶工場に於ける職工

締出し事件によりて一層勞働問題に注意する者となり、二十五年頃には、勞働問題を云々するもの頗ぶる増加したりき。而して、此の年十一月六日東洋自由黨は組織せられたり。(日本の勞働運動一六六頁)

東洋自由黨は大同團結以來、自由黨の軟化及び保守化に對して、反對し來つた大井憲太郎を主領として、成立したものである。大井は自由黨が議會開設以來その急進自由主義者としての本領を發揮することなく、徒らに保守嬰退の風があつて、全く自由黨本來の面目たる中産地主及び資本家黨と化し去るに至つたことに不満を持つたのである。かくの如き立憲自由黨の傾向は、明治二十四年五月における第一帝國議會報告書の中に最もよく現はれてゐる。

「今や利益の争に由て、社會上の大變亂將に起らんとす。代議政體は愚者をして智者の働を爲さしむるに由り、智者が愚者を凌ぐの弊は漸く熄みたりと雖も、富者が貧者を壓するの弊は愈々甚しく、其反動は或は罷工同盟と爲り、或は勞働時間制限法となる。是れ社會上大變亂の兆候なり。……我黨の自由主義は富者をして各々其分に從ひ相共に社會の利を享けしむるにあり。強て之を平均せし

め、之を共有せしむるが如き社會主義は、我黨の自由主義と相戻る所なり。國家主義も亦是れ一種の社會主義にして、世の所謂社會黨は之を民主的社會黨と名く可くんば、國家主義の政黨は之を君主的社會黨と名づくべきものならん。我黨が國家主義に反對する所以のものは、其實社會主義と同じき所あるを明なり。……富者は過分の幸福を享くるを以て、其の報酬として社會に對し、多くの義務を負ふは當然なり……封建の制を廢したるは強者の弱者を凌ぐの制を廢するに在り、然るに、富者の貧者を壓するの制を立つるあらば、これ社會的の封建を再興し富者をして、儼然諸侯が封土を領するが如くならしむるものなり。我黨はたゞ貧富各其處を得せしめ以て、各人をして天賦の權を全ふせしむるに在るのみ。(板垣退助 我憲政の由來 明治憲政經濟史論 所收 八七—八八頁)

而して、この宣言の討論中、小林樟雄は、勞働者保護法を設くる事といふ一項を挿入することを提議したのであるが、否決されてゐる。(日本社會主義運動史、社會科學特輯五頁)

しかるに、これより先、自由黨の第一議會における態度に憤激して、その議席を去

つた中江兆民は「自由平等經綸」なる雜誌を刊行して、急進自由主義を主張したのであるが、彼の一派の盤谷狂生はその『政體沿革論』と題する論文の中で次のやうに云つてゐる。

「貴族社會と平民社會との軋轢は已に過ぎ去り、今や代議士多數の制度となれり。是に於て乎、更に經濟的社會の問題を起し、法律上に於て平等の權利義務を有するも、其範圍内に於て、有産の者は、能く無産者を使役し、其弊や殆んど細民は富民の奴隸たるを免ること能はざるの慘狀あるは如何。然り而して法律は以て之を救正すること能はず、又立法者即ち代議士は、以て之を療醫することを務めず、宛も有産家社會の壓制を細民に及ぼして顧みる者なし、嗟物は必ず優勝劣敗の理あり、苟も一法律の下に、生存する人民にして豈何時までも、如斯偏倚の弊害を救ふ能はざるの理あらんや、歐洲中陸に共產及び社會的問題に由て起る所以、蓋し之を未萌に制する方法を爲さずんば、一國の興廢存亡は豫め期すべからざるなり、故に宜く共同政治の原理に基き、自由平等の人權を主旨とし、貧富の不均を制し、真正なる社會的政體を組織し、豫め一國の治安と人民の幸福を圖る

の必要を論ずるに至るものは、將來に成立せんとする所の社會的政治と唱ふ可きもの是なり。」(自由平等經綸 第三號 明治二十四年四月 一五—一六頁)と論じ、而して、江口三省は「貧富の懸隔は去る可らざるか」において、

「然れども貧富今日の懸隔、財貨今日の不平等は此の天理、天則に照して、戻る所あらざる乎。今日の富者は不義の富に誇らざる乎。勤儉、遠慮、才能、熟練の外別に言ふに忍びざるの素因ありて、富者の富貴者の貴を來すにあらざる乎。謹儉、遠慮、才能、熟練は致富の初階に於ては或は之れあらん。然れども其の増殖倍徒して、千百萬に至らんには、必ず壟斷の利なかる可からず。必らず横領の利なかる可らず。……專賣、壟斷、横領、掠奪は大抵致富の路なり。……此の壟斷、專賣、横領の跡を絶つにあらざれば、吾人の幸福は全からざるなり。貧富の懸隔は去る能はざるなり。」(自由平等經綸 五號 一六一—一八頁)

而して、彼の立場は一の勞働所有權論である。「富を造るものは富を得べし。富を貯ふるものは富を保つ可し、富を分配するの道は是なり。……天は勞に酬ゆるに富を以てす。勞するにあらざれば、富を得べからず。」(同 第六號 一六頁)

故に彼はいふ。

「吾人の望む所のものは、今日の社會をして公平の道を行はしむるに在るのみ。自ら造るものをして、其の造りたるものを得せしめ、自ら産したるものをして、其の産したるものを得せしめ、自ら積みたるものをして、其の積たるものを持さしめ、自ら貯へたるものをして、其の貯へたるものを持さしめ、自ら織りたる者をして、其の織りたるものを被らしめ、自ら耕したるものをして、其の耕したるものを得せしむるにあるのみ。吾人は貧者の爲めに富者の當さに有すべきものを乞はず。怠者の爲めに謹者の當さに享くべきものを求めず。吾人は所有、既得の兩權を傷害することを欲せず。其の却て確固ならんことを欲す。」(同 第六號 一八頁)

かくて、自由黨構成分子の左翼は今や明かに、自由黨の妥協的自由主義とその立場を異にし來つたのである。彼等は社會主義を主張するものではない。しかしながら、彼等は、自由黨多數の如く、社會主義に對して、敵意を有するものではない。彼等は少くとも、社會問題に留意し、社會主義に同情し、正に起りつゝあり

し勞働問題を等閑に附することがなかつたのである。(石川旭山 日本社會主義史三五—三五二頁)

大井憲太郎も既に述べたやうに、その思想傾向に、おいて、この流派に屬するものである。今や彼は、自由黨を脱して、新たに政黨を樹立することの必要を認め、大井は明治二十五年六月自由黨を脱して、關東會を起し、更らに七月、東洋自由黨組織の決議をなし、十一月七日、その結黨式を舉げた。而して、大井はその座長に推され、左の綱領を決議した。

- 一、皇室の尊榮を維ち、民權の擴張を圖り立憲政體の實行を期す事
- 一、外交は強硬の政略を執り、國權の發揚を期する事
- 一、内治は進歩の政策に由り國力の充實を期する事
- 一、財政を整理し、國家經濟の許す限度に従て漸次民力休養殊に貧民勞働者の保護を爲す事

一、緊急至要の對外政策を講じ、漸次其實行を期する事

この綱領は、一般政黨の綱領と同じく極めて抽象的なものであるが、綱領中、貧民

労働者の保護を標榜したことは、日本における政黨中最初のものであるといひ得る。而して、東洋自由黨は、その實行機關として、次のやうなものを持った。

一、日本労働協會 會頭大井憲太郎、主任柳田義之進、山崎忠和、福田友作、島田寛治

一、普通選舉期成同盟會 會頭大井憲太郎、主任柳田義之進、鈴木修吾、福田友作、中井榮次郎

一、小作條例調査會 主任島田寛治

東洋自由黨は、あづま新聞に據り、日本最初の労働週刊雜誌「新東洋」(明治二十五年十月三日より刊行)を刊行して、貧民労働者の保護を論じ、ベラミーの「回顧」を譯載したりした。而して、彼等の實際運動方面における活動は、一、陸軍省が靴工兵制を設けんとするや、櫻組等の靴工が忽ち失業者たるべきを憂へて、靴工同盟會を起し、靴工兵設置中止の請願を爲さんとして、百餘名を以つて衆議院に示威運動を試みた。二、東京市内の人力車夫の團結を計り、車税廢止の題目を標榜して運動したが、親方連の反對激しく不成功に終る。三、千葉縣下における農民の土地問題に就いて奔

走の勞を採つた。四、大工左官等の組合を設置し、俠客連の團結を計らうとして失敗した。普通選舉期成同盟會は諸所に政談演說會を開催して、輿論を啓發せんとした。しかしながら、東洋自由黨は、その結成以後黨勢極めて振はず、大井の如きも時に議席を失ひたること等のために黨員の統制を失して、明治二十六年十二月に遂に解散の止むなきに至つたのである。(石川旭山、日本社會主義史三五二頁、片山西川、日本の労働運動一六七頁、河野密著、我國に於ける労働問題一二—一四頁、林田龜太郎著、日本政黨史上卷三七五—三七八頁)

東洋自由黨の運動は多く失敗に歸した。しかしながら、之を以て日本に於ける労働運動の嚆矢となすも、蓋し大なる誤謬に非ざる可し。唯だ彼等は單に自ら労働運動を爲さんとせしに止まれり。労働者自身の自覺と運動とを起したるに非ざりき。況や、其根底を社會主義の原理に置くといふ如きは、未だ彼等の深く思はざりし所ならん」と評されるのは、甚だ當然である。(石川旭山、日本社會主義史三五三頁)

大井等を中心とする自由黨左翼の社會思想は極めて渾沌たるものである。彼

等は、急進自由主義を主張するかと思へば、對外硬を叫び——大井の如きは、所謂大阪事件において、朝鮮における支那の勢力を打破せんとする陰謀に加はり刑に處せられた——貧民労働者の保護を叫んでゐるのである。彼等は、日本社會主義史の著者が評してゐるやうに、労働者の自覺、即ちその階級的利益のために労働運動に従事したのではない。この點において、彼等の立場は極めて、微溫的であるといはねばならぬ。

而して、彼等の社會思想上の傾向の如きも、當時としては、決して優れてゐるものではない。明治二十年前後を中心として、起つて來たわが労働者問題に對しては、彼等よりも、優れた議論をしてゐる人々を吾々は知つてゐる。しかしながら、労働運動を一つの政治運動の形態において、遂行せんとしたことは、例へそれが極めて幼稚なものであつたとはいへ、彼等のわが労働運動史に對する貢獻でなければならぬ。

筆者がこの一文を草したのは、通常日本の社會主義史家が日本社會主義の二つの母系として、自由民権思想と、基督教(殊に同志社におけるそれ)とを擧げてゐるが、

その詳細の内容を明かにしてゐない點に氣づいたからである。尙ほ、本稿は、この以後に二十年代の社會主義の思想について、記述し、拙稿「明治初期の社會主義」(本誌昭和六年四月號)に續く筈であつたけれども、これまでに意外に紙數を費し、更らに、日本資本主義の發展とこれに對する社會主義及びその批判對策を記述することは、到底紙數の許されざるところであるから、一先づこゝに擱筆し、近き機會において、それらの問題に觸れることにしたいと思ふ。(一九三一・九・一六稿了)